

広島新交通西風新都線建設事業に係る環境影響
を受ける範囲であると認められる地域の選定書

令和 7 年 9 月

広島市

都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

「広島市環境影響評価条例」（平成 11 年 3 月 31 日広島市条例第 30 号(最終改定：平成 27 年 3 月 13 日広島市条例第 22 号)）に定められる環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、「技術指針」（平成 11 年 6 月 1 日広島市公告(最終改定：令和 3 年 10 月 1 日)）に基づき、都市計画対象事業の実施を予定している区域及び既に入手している情報によって 1 以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、事業計画地敷地境界から 250mに加えて、地上デジタル放送（広島局）の電波障害が想定される範囲とした。

本事業の実施による環境要素ごとの環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、表 1 及び図 1 に示すとおりである。

表 1 (1) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
大気質 (窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び粉じん等)	【建設機械の稼働】 環境影響評価の結果から大気質の環境基準は達成しているものの、工事計画の内容及び事業計画地周辺の状況を勘案し、建設機械の稼働による大気質の影響が想定される事業計画地敷地境界から 100mの範囲までを対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 【工事用車両の走行】 本事業の工事計画の内容から想定される工事用車両台数と工事用車両の走行ルートである県道広島湯来線、県道伴広島線及び市道の現況交通量を勘案すると、工事用車両の走行による大気質の影響は極めて小さいものと考えられる。このことから、工事用車両の走行ルートと想定している道路沿道は、環境影響を受ける範囲外とした。 【切土工等又は既存の工作物の除去】 工事計画の内容及び事業計画地周辺の状況を勘案し、切土工等又は既存の工作物の除去による粉じん等の影響が想定される土地改変予定箇所（事業計画地）周辺を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 【自動車の走行】 環境影響評価の結果から大気質の環境基準は達成しているものの、事業計画の内容及び事業計画地周辺の状況を勘案し、自動車の走行による大気質の影響が想定される事業計画地敷地境界から 150mの範囲までを対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。

表 1 (2) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

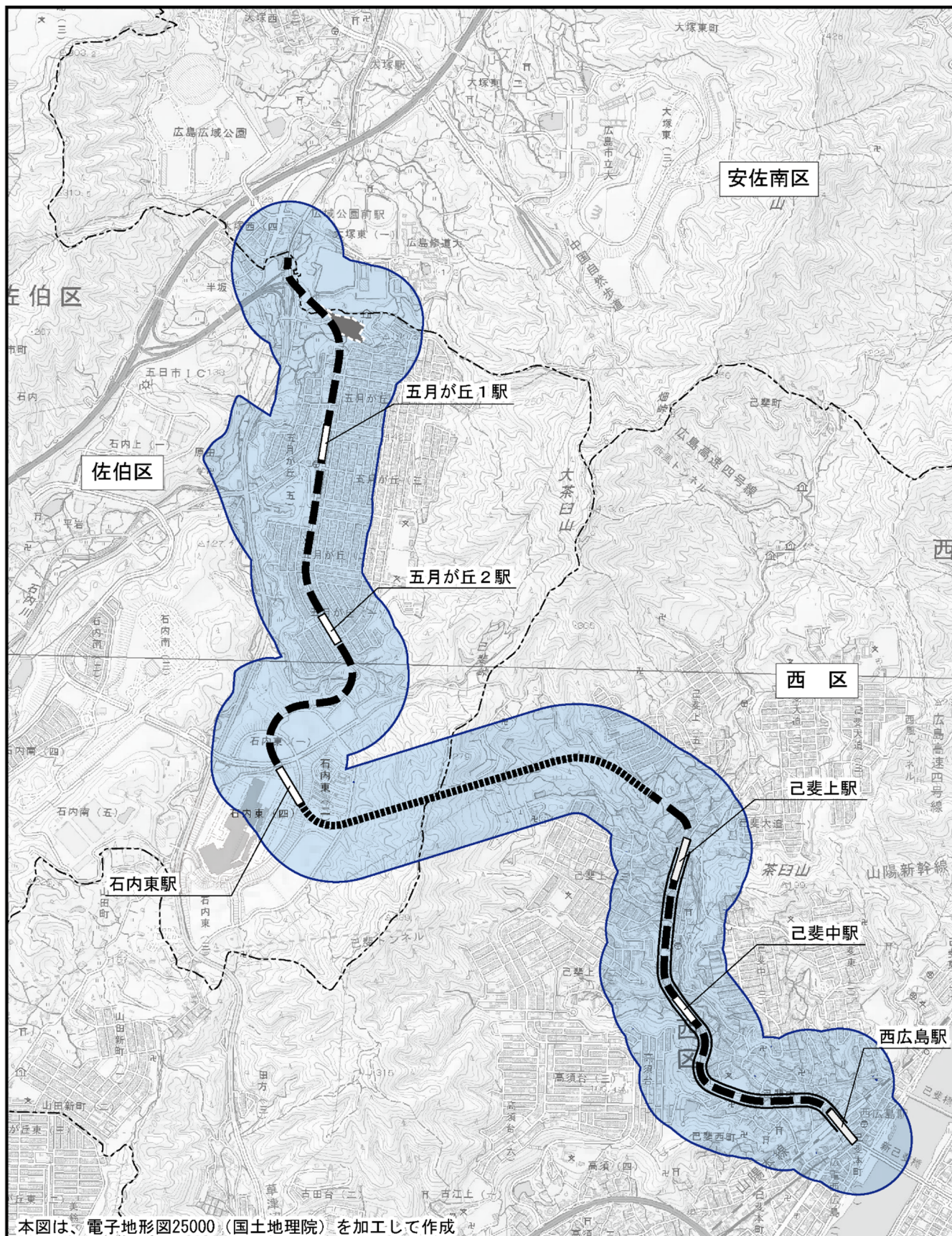
環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
騒 音	【建設機械の稼働】 大気質と同様の範囲とした。 【工事用車両の走行】 大気質と同様の範囲とした。 【車両の走行】 事業計画の内容及び事業計画地周辺の状況を勘案し、車両の走行による騒音の影響が想定される軌道沿線（事業計画地）を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 【自動車の走行】 事業計画の内容及び事業計画地周辺の状況を勘案し、自動車の走行による騒音の影響が想定される道路沿道（事業計画地）を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
振 動	【建設機械の稼働】 大気質と同様の範囲とした。 【工事用車両の走行】 大気質と同様の範囲とした。 【車両の走行】 騒音と同様の範囲とした。 【自動車の走行】 騒音と同様の範囲とした。
水 質 （水の汚れ・水の濁り）	【切土工等又は既存の工作物の除去】 工事計画の内容を勘案し、水の汚れ及び水の濁りの影響が想定される工事による排水を予定する河川・水路を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。なお、石内川下流（水質No.6 地点）については、事業計画地から 3 km 程度下流であり、半坂川や狩谷川の合流後の比較的流量が多い地点であることを踏まえると、切土工等又は既存の工作物の除去による水質の影響は極めて小さいものと考えられることから、環境影響を受ける範囲外とした。
水 象 （地下水・湧水）	【切土工等又は既存の工作物の除去】 工事計画の内容を勘案し、切土工等又は既存の工作物の除去による地下水及び湧水の影響が想定されるトンネル部（事業計画地）周辺の水源・井戸を対象に環境影響について予測・評価を行った結果、トンネルと周辺の地下水、湧水の利用施設の位置関係、周辺の地質・地形等から水象への影響はないものと予測されることから、環境影響を受ける範囲はないものとした。
地盤沈下	【切土工等又は既存の工作物の除去】 工事計画の内容を勘案し、切土工等又は既存の工作物の除去による地盤沈下の影響が想定されるトンネル部（事業計画地）を対象に環境影響について予測・評価を行った結果、トンネルの設置位置は、住宅等の建物を避けた位置とすること、地山を安定させる補助工法を採用した掘削を行うこと、トンネル工事の実施時は、地盤変動等を観測すること等の環境保全措置を実施することから、地盤沈下への影響はないものと予測されることから、環境影響を受ける範囲はないものとした。

表 1 (3) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
土壌汚染	【切土工等又は既存の工作物の除去】 工事計画の内容を勘案し、切土工等又は既存の工作物の除去による土壌汚染の影響が想定される土地改変予定箇所（事業計画地）を対象に環境影響について予測・評価を行った結果、特定有害物質特定施設等の届出状況、土地利用の履歴等から、土壌汚染への影響はないものと予測されることから、環境影響を受ける範囲はないものとした。
日照阻害	【軌道施設（嵩上式の存在）の存在】 事業計画の内容及び事業計画地周辺の状況を勘案し、軌道施設（嵩上式）の存在による日照阻害の影響が想定される地域を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
電波障害	【軌道施設（嵩上式の存在）の存在】 事業計画の内容及び事業計画地周辺の状況を勘案し、軌道施設（嵩上式）の存在による電波障害の影響が想定される地域を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
動 物	【切土工等又は既存の工作物の除去】 工事計画の内容及び事業計画地周辺の状況を勘案し、切土工等又は既存の工作物の除去による動物への影響が想定される事業計画地敷地境界から 250m の範囲までを対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 【軌道施設（嵩上式）の存在・道路（地表式）の存在】 事業計画の内容及び事業計画地周辺の状況を勘案し、軌道施設（嵩上式）の存在・道路（地表式）の存在による動物への影響が想定される事業計画地敷地境界から 250m の範囲までを対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
植 物	【切土工等又は既存の工作物の除去】 工事計画の内容及び事業計画地周辺の状況を勘案し、切土工等又は既存の工作物の除去による植物への影響が想定される事業計画地敷地境界から 100m の範囲までを対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 【軌道施設（嵩上式）の存在・道路（地表式）の存在】 事業計画の内容及び事業計画地周辺の状況を勘案し、軌道施設（嵩上式）の存在・道路（地表式）の存在による植物への影響が想定される事業計画地敷地境界から 100m の範囲までを対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
生態系	【切土工等又は既存の工作物の除去】 動物・植物と同様の範囲とした。 【軌道施設（嵩上式）の存在・道路（地表式）の存在】 動物・植物と同様の範囲とした。

表 1 (4) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
景 観	【軌道施設（嵩上式）の存在・道路（地表式）の存在】 事業計画の内容及び事業計画地周辺の状況を勘案し、軌道施設（嵩上式）の存在・道路（地表式）の存在による景観への影響が想定される主要な眺望点を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。なお、大茶臼山展望岩（景観Ⅴ3地点）、五月が丘（中景）（景観Ⅴ7地点）については、眺望の変化の予測の結果、事業計画地から離れており、構造物がほとんど視認できないものと予測され、景観への影響は小さいものと考えられることから、環境影響を受ける範囲外とした。
人と自然との触れ合いの活動の場	【切土工等又は既存の工作物の除去】 工事計画の内容及び事業計画地周辺の状況を勘案し、切土工等又は既存の工作物の除去による人と自然との触れ合いの活動の場の改変予定箇所（事業計画地）を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
廃棄物等	【切土工等又は既存の工作物の除去】 工事計画の内容を勘案し、切土工等又は既存の工作物の除去による廃棄物等の発生が想定される事業計画地を対象に環境影響について予測・評価を行った結果、指定副産物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）及び建設汚泥は、原則として100%を再資源化施設へ搬出すること等により、再資源化すること、建設発生土の処理・処分方法については、事業計画地内での再利用で処理しきれないものは、原則として50 km以内の範囲内の他の公共工事現場へ流用することから、廃棄物等（廃棄物・残土）への影響はないものと予測されることから、環境影響を受ける範囲はないものとした。
温室効果ガス等 （二酸化炭素）	【車両の走行・自動車の走行】 事業計画の内容を勘案し、車両の走行・自動車の走行による温室効果ガス等の影響が想定される事業計画地周辺を対象に環境影響について予測・評価を行った結果、自動車利用から広島新交通西風新都線への転換により、二酸化炭素の排出量は削減されるため、温室効果ガス等への影響はないものと予測されることから、環境影響を受ける範囲はないものとした。



- 凡例
- 事業計画地（広島新交通西風新都線）[嵩上区間・地表区間]
 - 事業計画地（広島新交通西風新都線）[地下（トンネル）区間]
 - 事業計画地（広島新交通西風新都線）[車両基地]
 - 事業計画地（己斐中央線）
 - 行政区界
 - 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

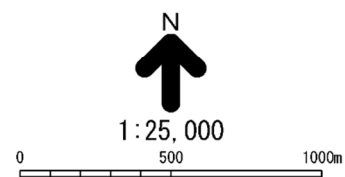


図1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域